

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
施設開設希望事業者 様

市では、地域密着型介護サービス事業所のうち、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所(「以下、「グループホーム等」という。)」の開設を予定する事業者の企画書(計画書)を次により受け付けます。

相馬市役所 高齢福祉課 介護保険係

1. 受け付け詳細事項

- (1) 対象事業所区分 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)
- (2) 規模 ①2ユニット 18床分以内
(公募事業者数は1事業所に限らず、延べ2ユニット18床の範囲内で受け付けるものとする。)
- (3) 開設予定 令和7年度に開設を予定する事業所
- (4) 申込期間 令和7年5月30日(金)まで
土日、祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時まで
申込みは、窓口受付及び電子メールとする。(郵送不可)。
- (5) 審査内容 2に定める提出書類により行う。
- (6) 事業者の選定 相馬市介護保険運営審議会の意見を踏まえた上で選定を行う。
- (7) 事業者の公表 事業者を決定したときは、相馬市のホームページで公表する。

2. 企画書(計画書)に関する必要書類

※A4判を基本とし、紙媒体1部と電子データにて提出のこと。

※電子データ提出先：h-hukushi@city.soma.lg.jp。

- (1) 当該事業所の事業計画書関係(任意様式で可)

- ①事業所を開設するにあたっての趣意書

- ②土地建物計画図・・・建築図面、配置図など。建物や土地の面積、構造、設備、部屋の配置といった概要が分かるもの。

- ③資金計画書・・・グループホーム等建設に関する資金の計画書。本公募においては、福島県地域医療介護確保基金の協議を行う。ただし、この協議は、必ず補助が受けられると担保するものではない。したがって、基金補助が受けられなくても事業整備が出来る場合のみ応募することとし、資金計画を検討すること。資金計画は、自己資金による場合と、基金補助を受けた場合と2通り作成すること。

また、補助金の交付を受けて整備を行う場合、財産処分の制限等の条件が付されることに留意すること。

- ④予算計画書・・・建設後の運営に関する収支予算の計画書

- ⑤職員配置計画・・・職員配置に関する計画書(今後採用する場合は予定を含む)。3(2)の基準を満たしていること。

- (2) 運営主体の証明関係書類（写しの場合は、原本証明をすること）
 - ①法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ②定款又は寄附行為（最新のもの）
 - ③法人概要（任意様式。沿革、事業概要、事業経歴及び事業実績について記載すること）
 - ④前年度分の収支決算書（写し可）
 - ⑤建設予定地に係る登記事項証明書（全部謄本）
- (3) その他
 - ①位置図・・・1/50,000以上
 - ②案内図・・・建設予定地の概要が分かるもの（住宅地図等に図示すること）

※提出書類は、具体的な内容を記載すること。例えば、事業の意思はあるが、サービス開始に当たって必要な従事者、土地等の確保の見通しが立たない等の具体性がないものは、審査の対象としない。

3. 応募要件

- (1) 申請者は、事業の運営を直接行う事業者であること。また、事業者が、介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に定める欠格事項に該当しないこと。
- (2) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防サービスのための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を遵守すること。
- (3) 介護報酬算定基準（「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）」を遵守すること。
- (4) (2) 及び(3) に定める基準のほか、応募に当たって必要とされる関係法令、条例等（社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、労働基準法、建築基準法、都市計画法、消防法等）を遵守すること。

4. 注意事項

- (1) 地域密着型サービス事業は、市の指定が必要であり、原則として相馬市に住民票のある方のみのサービス利用に限られる。
- (2) 建設業者は、公平性・公共性等を求めるため市の指名業者もしくは、他地方公共団体の指名業者であることが求められる。また、建設業者選定にあたっては、実施主体で入札会を催し決定することが求められる。

※補助金

福島県地域医療介護総合確保基金（別紙、県要綱等参照。令和7年度時点のものである。）
申込、事業者の選定をもって補助金を確約するものではない。

○問い合わせ先（高齢福祉課介護保険係 上原 Tel.0244-37-3065）